

『長野市立■■■■中学校におけるいじめの重大事態に関する報告書』

公表版

長野市立■■■■中学校

令和7年10月28日

1 重大事態調査の位置付け

重大事態の別（2号）

重大事態の認定日 令和7年7月1日（火）

地方公共団体の長等への報告日 令和7年7月15日（火）

2 調査の目的、調査組織の構成

（1）調査の目的

法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生
の防止に資するために行う。民事、刑事、行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接
の目的とするものではない。

（2）調査期間

調査組織の設置日 令和7年 4月18日（金）

調査開始日 令和7年 4月18日（金）

調査終了日 令和7年 7月28日（月）

（3）調査組織の構成

中学校長	中学校教頭	教務主任
1学年主任	2学年主任	3学年主任
昨年度担任	3年組担任	生徒指導主任
3学年副主任		
3学年特別支援担当	3学年特別支援担当	
登校支援コーディネーター		

岡田 和枝・弁護士（いじめ問題等調査員）令和7年7月28日～

3 当該事案の概要

（1）基礎情報

重大事態が発生した学校 長野市立 中学校

対象生徒 3年組 (男) 以下A

（2）当該事案の概要

令和7年4月18日（金）の10時頃、Aが「上履きが無くなった」と担任の教諭に訴えてきた。その日のうちに、教員や学級、学年に情報提供の依頼や捜索を行ったが、現在のところ見つかっていない。Aは上履きが無くなる学校では不安であるという理由で5月1日より登校できていない状態が続き、以降の欠席が41日（7月1日時点）となった。いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則り、いじめの重大事態の疑いとして対応することにした。

4 調査の内容

（1）調査方法

- ・全校への情報提供の呼びかけと対象学年へのアンケート調査
- ・校内いじめ対策委員会の職員による、Aが所属していたバスケットボール部の部員等への聴き取り

(2) 調査内容

ア 調査事項

本件の態様等

イ 呼びかけ日とアンケート調査日

令和7年4月18日(金) 3学年へ呼びかけ

令和7年4月21日(月) 3学年以外の学年への呼びかけ

令和7年5月12日(月) 3学年へアンケートの実施

ウ 聴き取り日とその対象とした生徒

令和7年5月13日(火) アンケートへ書き込みがあった生徒への聴き取り

令和7年5月16日(金) 13日の聞き取りの中で名前が挙がった生徒2名の聴き取り

令和7年5月19日(月) Aが所属していたバスケットボール部の部員への聴き取り

エ 調査組織の会議の開催日時と内容

開催日時	内容(項目)
令和7年4月18日(金)	Aの上履きが無くなったことを教員で共有し、校内の搜索と、学年集会にて3学年生徒への情報提供の依頼の確認
令和7年4月21日(月)	再度の校内の搜索と、1、2学年の生徒に対して学年集会にて情報提供を依頼することを確認
令和7年5月12日(月)	第1回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 Aの該当学年の生徒へ、上履きが無くなったことについて情報収集するためのアンケート実施の検討
令和7年5月14日(水)	第2回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 アンケート結果やアンケートで名前が挙がった生徒への聴き取り調査結果の情報共有、今後の対応についての検討
令和7年5月16日(金)	第3回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 Aの所属する部活動部員や学級の生徒への聞き取りについての検討
令和7年5月19日(月)	第4回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 Aの所属する部活動部員への聞き取りについての情報共有、今後の対応についての確認
令和7年5月21日(水)	第5回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 Aの所属する部活動部員への聴き取り方法についての検討。Aの所属する部活動部員への聞き取りについての情報共有、今後の対応についての確認
令和7年5月22日(木)	第6回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 今後の対応に係るAの保護者との相談内容の情報共有
令和7年5月30日(金)	第7回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 上履きが無くなったことに対する調査の継続と、Aへの登校支援を進めていくことを確認
令和7年7月1日(火)	第8回 〇〇中学校いじめ対策委員会開催 いじめの重大事態の疑いとして対応を進めていくことを決定

5 当該事案の経過

期日	内容
令和7年 4月18日(金) 10:15頃	Aが授業中、担任に「上履きが無くなった」と訴えた。 その場で、学級に呼びかけ搜索した。教員にも伝え、学校中を搜索した。 学級の生徒から、昨日(4月17日)の下校時16時45分頃にはすでに上履きは無かったことが判明した。(17日、Aは2時間目終了後10時40分頃下校) Aは、2時間目後に下校。担任は、過去に別の生徒の上履きが車内で見つかったという経験から、Aが間違えて上履きを持ち帰ったかもしれないと思い、迎えに来たAの祖父の車の中をくまなく探した。
同 15:00頃	3学年集会にて、生徒に上履きが無くなったことを伝え、情報の提供を求めた。
令和7年 4月21日(月) 15:00頃	1、2学年集会にて、生徒に上履きが無くなったことを伝え、情報の提供を求めた。教員には、再度上履きを搜索するよう学校長が指示を出した。
令和7年 4月23日(水) 14:30頃	担任を通じ、上履きが見つからないので、購入した方がよいかと保護者より相談があったため、学校で代金はお支払する旨を伝えた。 保護者は学校の対応を不信に思い、学校からは「いじめではなく誰かが間違えて履いていったかもしれない」と説明されたものの、上履きが見つからなかったことから盗まれた可能性について学校宛にメールで質問したが、返答はなかった。
令和7年 4月30日(水) 10:30頃	Aが担任に、部活動退部届が欲しいと申し出た。担任は、顧問との話し合いの場を明日の朝設けることを提案した。
令和7年 5月1日(木) 8:35頃	顧問との話し合いの場に対する不安感からAは欠席。顧問との話し合いの場は中止となる。今後の学校生活についてAの保護者と話をする場をもつことを学校長が指示した。
令和7年 5月9日(金) 14:45	Aの母が来校し、担任、副学年主任、教頭と懇談する。Aの母より上履きが無くなった原因を調べてほしいとの依頼があった。Aの母からは、調べ方は学校に任せること、Aの了解が無くても調査をしてよいことを確認した。
令和7年 5月12日(月) 8:45頃	3学年生徒を対象に、上履きが無くなったことに関するアンケートを行った。上履きが無くなったことに関する情報はなかったが、『昨年度、部活内でAが部員に「にきび」と言ったので、部員が「くさい」と言い、言い合いになったことがある』という記載があった。
令和7年 5月15日(木) 夕方	Aの母より、Aのメンタルが不安定になるので担任に対し、家庭訪問はしないよう要望があった。
令和7年 5月21日(水) 夕方	教頭がAの母に電話連絡し、Aの母からは、Aの名前を出して調査することに戸惑いがあること、全校に対して、人の物を勝手にとるのは犯罪であること、それによって登校できていない生徒がいることを伝えてほしいと要望があった。教頭は「犯罪」という言葉は出せないと説明した。

令和7年 5月23日(金) 8:10	全校へ呼びかける内容について、Aの母にメールで確認した。
令和7年 5月28日(水) 14:30	教頭がAの母に電話連絡し、全校へ呼び掛ける内容についてAより了解を得たことを確認した。
令和7年 5月29日(木) 8:15	生徒指導主事が、全校へ呼び掛ける内容について各担任と共有し、各学級にて伝えるよう依頼した。
令和7年 6月4日(水) 16:00	校長、担任、教頭、Aの母とその関係者で懇談を行い、これまでの調査についての確認と今後の対応について相談した。
令和7年 6月7日(土)	保護者は、地元市議会議員に学校の対応について相談したところ、相談窓口として長野市こども総合支援センター「あのえっと」を紹介してもらった。
令和7年 6月下旬から 7月上旬	校長、教頭は、Aの両親が不在中に3回家庭訪問を行ったところ、不信に思った保護者より、家庭訪問をやめるよう、あのえっとを通じて学校に連絡があった。
令和7年 7月28日(月) 16:30	校長、教頭、長野市教育委員会担当者2名がAの保護者及び関係者に対して調査の事前説明を行った。新たな調査は行わず、Aが登校できるようにするための取組を模索していくことを確認した。
令和7年 8月21日(木) 9:40	2学期始業式の校長講話にて、本事案に関することやAの保護者が作成した手紙の内容を生徒に伝えた。この段階で、Aはまだ登校できておらず、8月21日以降も登校できていない。

6 背景（人間関係等）

令和6年度11月、保健体育の授業時にAがクラスメートからヤジを言われたと訴えがあり、担任が対応したことがあった。さらに、本事案に関わって実施した生徒へのアンケートでは、AとAが所属していたバスケットボール部の部員が互いに言い合いをしていたとの記述があり、Aとその周囲の生徒の間に摩擦が生じる場面があった。

また、令和6年度3学期以降、Aが学校を休みがちになっており、部活動への参加も足が遠のいていった。そのことについてAは担任に「欠席していることによって部活動の顧問に会いにくくなってしまった。友人関係には問題ない」と話していることから、上履きが無くなったことが、Aにとって周囲の生徒に対する不信感につながっていったことが伺える。

7 当該事案の事実経過から認定しうる事実（いじめ問題等調査員 岡田弁護士による記述）

令和7年4月17日、昇降口内に設置された下駄箱からAの上履きが無くなった事実が認められる。そして、Aは上履きがなくなる学校では不安であると訴えて欠席していることから、「当

該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」ことが認められる。しかし、本件においては、生徒以外の部外者も含め行為者を特定するに至らなかった。そのため、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等」が行ったと断定できず、いじめ防止対策推進法における「いじめ」とは認定できない。なお、以上は、あくまでも、いじめ防止対策推進法における「いじめ」と認定することができないというだけであり、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等」がAの上履きを盗んだ可能性を否定するものではない。

8 学校及び学校の設置者の対応

(1) 学校の対応について

- ・本事案が発生して以降、組織的に事実確認や情報共有、支援・指導方法などの対応方針を決定し、生徒や保護者への対応を重ねた。
- ・本事案について全職員に周知し、担任や教科担任、学年職員等、複数の職員で、校内外を捜索したり、上履きの管理徹底を心がけたりした。
- ・令和7年7月28日、Aの保護者及び関係者へのいじめの重大事態に係る調査の事前説明において、新たな調査は行わないこととしたが、Aが登校できるようにするための手だてを含めた登校支援策を検討した。
- ・全学年を対象にしたアンケートの実施や、その結果に基づく聞き取りを行った。また、学年集会や校長講話において、心を痛めている生徒がいることや、そのことに心を寄せ、自分のできることはないか考えることの大切さについて話をするとともに、保護者の意向に添って2学期始業式において、Aの保護者が思いを綴った手紙を校長が読み上げ、全校生徒が本事案について考える時間を設けた。また、校長講話の内容を、学校便りとし全校配布、地域回覧を行ったり、校内に貼りだしたりして保護者や地域の方へも周知した。
- ・AやAの保護者の思いを尊重し、相談を重ねながら対応の方針を決定してきた。
- ・長野市教育委員会と情報を共有し、相談を重ねながら対応を検討してきた。

(2) 学校の設置者の対応について

- ・校内のいじめ対策委員会を開き、組織的に対応していくこと、丁寧に事実確認をしながら対応していくこと等を助言した。
- ・学校の今後の対応について相談できるよういじめ問題等調査員を派遣した。
- ・いじめの重大事態としての調査に向けて、指導主事等を学校に派遣し、今後の対応の検討や、対象生徒保護者への説明等の助言を行った。
- ・学校とAの保護者が連絡を取り合うことについて、Aの保護者が安心して思いや願いを学校に伝えられるよう、希望する窓口を設けた。

(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察（いじめ問題等調査員 岡田弁護士による記述）

①学校について

初期から組織的な対応を行うことができた。もともとAの上履きが無くなった経緯について明らかにすることは出来なかったが、捜査機関ではない学校としては可能な限り、上履きの捜索や上履きが無くなった経緯の調査を実施したものといえる。またA及びその保護者の

思いを尊重し、相談を重ねながら対応した点が評価できる。

②学校の設置者について

学校に対して助言を行うとともに、いじめ問題等調査員や指導主事等を派遣するなどし、学校の対応やいじめの重大事態の調査が円滑に進むように貢献した。またAの保護者が安心して思いや願いを学校に伝えられるように窓口を設けることができた。

9 学校及び学校の設置者の再発防止策

(1) 学校について

- ・生徒下校時や、生徒登校前には、必ず昇降口の下駄箱を確認するようにする。
- ・学年会や職員会議で生徒理解の時間を十分に確保し、少しでも様子や表情が気になる生徒や休みがちな生徒については、情報を共有し、多くの職員で注意して見ていくようにする。また、生徒の毎日の表情の観察や生活記録、日記等への記述内容を注意深く見て、気になる生徒については丁寧に声がけをしていく。
- ・定期的に行っている「いじめアンケート」について、自分のことはもちろん、友だちの様子や友だち同士の関わりで気になることについても積極的に記入してもらえよう生徒に促していく。
- ・全校生徒に対し、他人の物を勝手に触ったり、動かしたりすることは相手に不安や恐怖を与える行為であり、決して行ってはならないという指導を継続する。
- ・日常生活の中で、相手の人格を否定するような言動や暴力と同じように、自分の物が無くなることが、相手の心を傷つけてしまうことを学ぶ等、道徳教育や人権教育等の充実に努める。
- ・Aが安心して登校できるよう、学校の情報を欠かさず伝えるようにするとともに、Aが学級の一員であり、仲間として気持ちに寄り添って関係を築けるよう学級指導を重ねる。また、Aが安心して学びを進められるように、学習保証の場所（校内の学習室や市の教育支援センターなど）を複数準備して提案していく。
- ・Aの進路実現のために、進路関係の情報を迅速に伝える。また、進路実現に向けた見通しを示し、AとAの保護者が安心して進路の準備を進められるようにする。
- ・Aの思いに寄り添った対応をしていくために、学級担任のみならず、学年職員やAが話しやすい職員、長野市こども総合支援センター「あのえっと」の指導主事やスクールカウンセラー等の外部職員とも連携し、Aに対する支援体制を整える。

(2) 学校の設置者について

- ・引き続き学校とAの保護者との連絡窓口として、長野市こども総合支援センター「あのえっと」の指導主事と連携して、双方の円滑な連絡のための支援を行っていく。
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂）に基づき、平時からの備えの徹底を指導する。
- ・各学校が日頃から児童生徒の様子や気持ちの変化等に対して丁寧に見守り、把握し、共有した上で、心のケアや安心した学校生活を送ることができるよう、児童生徒への支援を行っていくことを指導する。